

第4 現状と課題

1 動物に対する県民の意識（岐阜県県政モニターへの調査）

令和元年度に行った県政モニター調査では、モニターの27.2%がペットを飼養しており、過去に飼養経験のある人を含めると77.2%に上ります（図-1）。飼養しているペットの割合は、犬が最も多く、次に猫となっています。犬及び猫の飼い主のうち、73.7%が不妊去勢手術をしています。26.3%の飼い主は、繁殖制限の管理ができていないこと、手術費用の負担等の理由から不妊去勢手術を実施していません。

保健所で殺処分する子猫を減らすためには、飼い主が自己責任で不妊去勢手術等の繁殖制限を行うことや、そのための補助制度の創設、猫を外へ出さない等の対策が有効であるとの意見が多く、その他には、保健所からの譲渡募集、動物取扱業者への規制強化、猫を登録制にする等の意見がありました。

また、45.1%のモニターが、他人のペットに対して迷惑を感じています（図-2）。平成29年度の調査で53.1%であったことと比べるとわずかに減少しているものの、依然として約半数が他人のペットに迷惑を感じていることがわかりました。具体的な内容としては、犬又は猫の糞尿が放置されていること、犬の無駄吠え、犬の放し飼いやノーリードでの散歩、飼えなくなった動物を無責任に捨てること等が挙げられています。

依然として、動物の終生適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。

図-1 あなたは、ペットを飼っていますか
(令和元年度 有効回答342名)

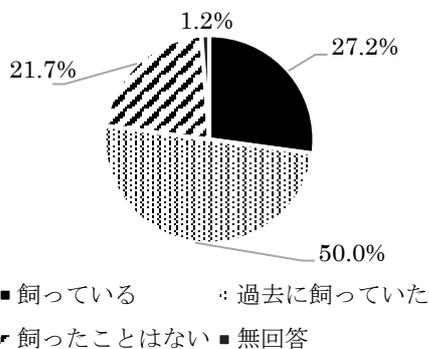
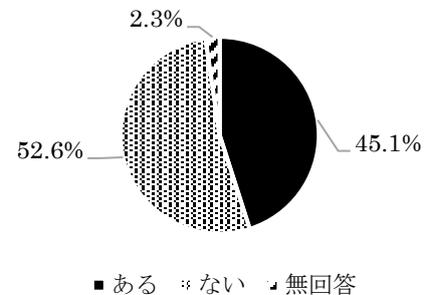


図-2 他人のペットを迷惑だと感じたことはありますか
(令和元年度 有効回答338名)



2 保健所への苦情

令和元年度には、保健所11カ所に434件の犬及び猫に関する苦情が寄せられています。過去10年間では、犬に関する苦情は減少傾向にありますが、猫に関する苦情は横ばい状態にあります（図-3）。その内容としては、犬の放し飼い、犬又は猫の鳴き声や糞害に関するもの等の不適正な飼養によるものが多く、犬及び猫の適正飼養の徹底が依然として課題となっています。さらに、無責任な野良猫への餌やりに関する苦情も多く生活環境を悪化させる問題となっています（表-1）。

また、近年は、多数の動物を飼養し適正な飼養管理ができなくなることで、極めて不衛生な生活環境に陥る問題が発生しています。保健所に寄せられる多頭飼養に関する苦情の件数は、令和元年度で44件でした。他の苦情と比べて件数が多いわけではありませんが、ひと

たび問題が発生すると、飼い主又は県若しくは市町村だけでは解決が難しく、ボランティア団体等との協力が不可欠であり、各主体への負担や社会的な影響が大変大きくなります。多数の動物の飼養による生活環境の悪化を未然に防ぐため、事前に多頭飼養の実態を把握すること及び不適正な状況に陥らないための対応が課題となっています。

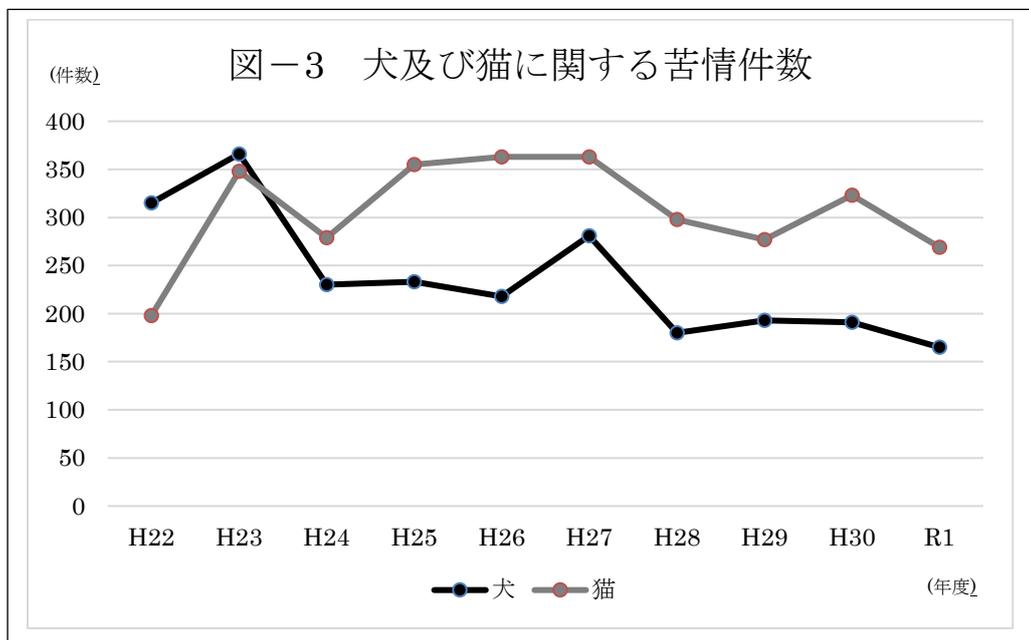


表-1 保健所に寄せられた苦情の状況 (令和元年度)

種別	主な項目	件数	種別	主な項目	件数
犬	放し飼いに関する苦情	33	猫	鳴き声に関する苦情	10
	鳴き声に関する苦情	53		悪臭に関する苦情	10
	悪臭に関する苦情	5		糞害等に関する苦情	100
	糞害等に関する苦情	9		家畜・田畑等の被害	19
	多頭飼養に関する苦情	4		多頭飼養に関する苦情	40
	家畜・田畑等の被害	1		野良猫への餌やりに関する苦情	90
	こう傷等の被害	60		合計	269
	合計	165			

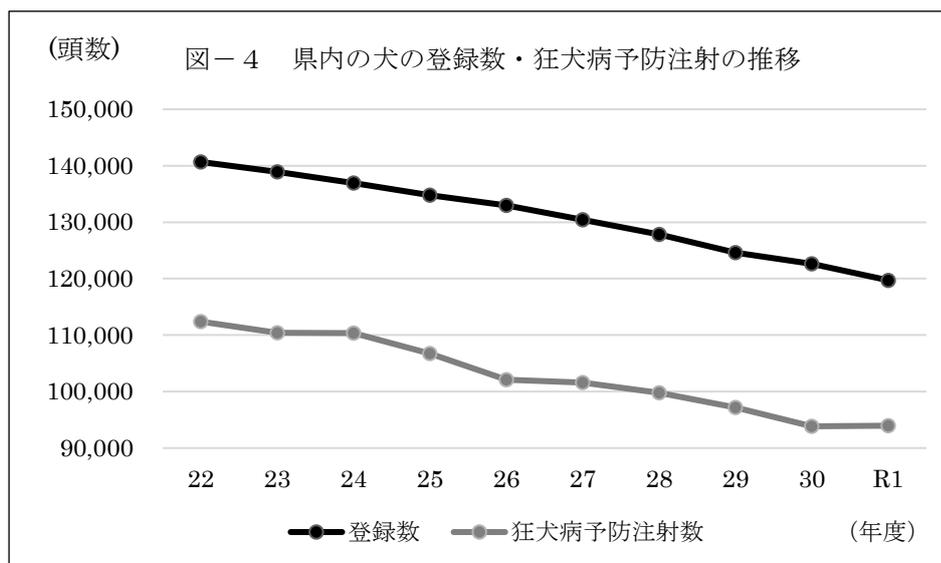
3 家庭動物の飼養状況等

(1) 犬の飼養状況等

① 登録数と飼養数

県内の犬の登録数は、平成22年度の約14万頭から14.9%減少し、令和元年度には約12万頭となっています。(図-4)。この間に県内人口も減少傾向にあり、平成22年度の約207万人から4.6%減少し、令和元年度は約198万人となっています。登録数の減少率は、人口の減少率よりも大きいことから、登録した犬を飼養する県民の割合も減少傾向にあるといえます。

令和元年度の(一社)ペットフード協会の調査では、全国で、登録数の1.4倍の8,797千頭の犬が飼養されていると推計しており、県内においてもかなりの未登録犬が飼養されていると考えられます。そのため、マイクロチップの普及とともに、犬の登録を一層推進していく必要があります。

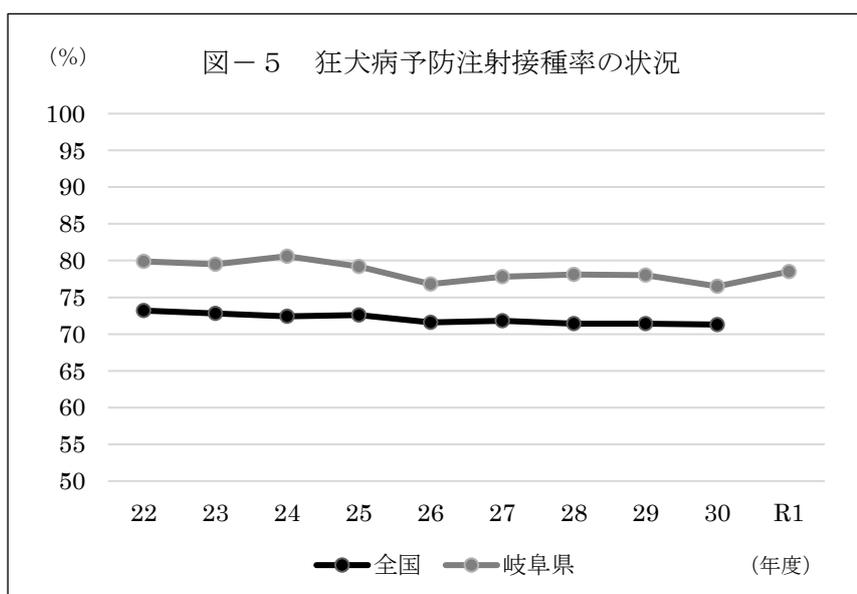


② 狂犬病予防注射接種数

県内の狂犬病予防注射の接種数は、平成22年度から令和元年度までの10年間では、約11万頭から約9万頭へと徐々に減少しています。

接種率は78%前後で推移し、全国平均より上回っています(図-5)。世界保健機関(WHO)によると、地域における犬の狂犬病ウイルス抗体保有率が70%以上であれば狂犬病の感染拡大を十分に防ぐことができるとされています。未接種の理由は、老犬や疾病等により接種できない犬、既に死亡しているのにもかかわらず無届となっている犬等が考えられます。しかし、無登録犬を考慮すると、岐阜県での犬の抗体保有率が70%を下回っている可能性は否定できません。

狂犬病予防注射の接種は、狂犬病の蔓延防止を図る上において、重要な施策であり、接種率の向上は公衆衛生上の課題となっています。

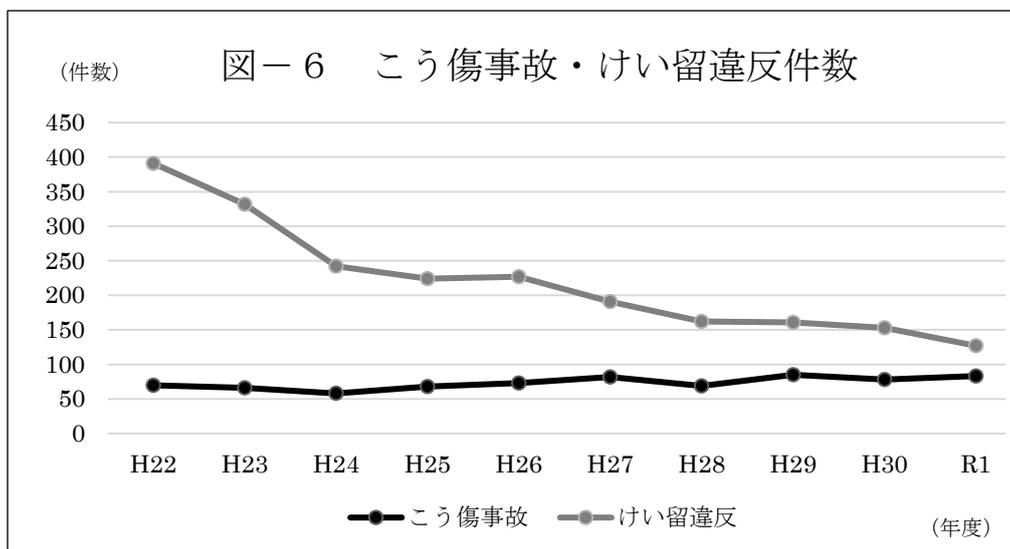


※狂犬病予防注射接種率＝狂犬病予防注射接種数／登録数 (%)

③ 犬によるこう傷事故の発生状況とけい留違反

犬によるこう傷事故件数は、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。

けい留違反件数については、平成22年度の約400件から徐々に減少し、令和元年度は150件を下回りました。違反件数の減少は見られるものの、表-1のとおり保健所には「放し飼い」や「こう傷等の被害」に関する苦情も多く寄せられており、けい留義務の周知徹底が依然として課題となっています。



(2) 猫の飼養状況

令和元年度に実施された(一社)ペットフード協会の調査によると、全国の猫の飼養数は約9,778千頭となり、平成30年度の調査と同様、犬の飼養数を上回っています。

この調査結果を基に人口や世帯数から類推すると、県内には約13万頭の猫が飼養されていると推計されます(表-2)。

表-2 猫の推計飼養数

【国内】		(一社) ペットフード協会の推計値
◆猫飼養世帯率		9.69%
◆猫一世帯平均飼養数		1.77頭
◆猫飼養数		9,778千頭
【岐阜県】		令和2年4月1日現在の人口から算出
◆猫飼養世帯数		75,264世帯
◆猫飼養数		133,217頭

(3) 犬及び猫の所有者明示の措置状況

令和元年度には岐阜県内で263頭の犬が所有者不明として保健所に收容されました。鑑札と注射済票の装着は狂犬病予防法に定められた飼い主の義務です。また、災害時に救護した犬及び猫等の飼い主を迅速に見つける上においても所有者の明示は重要となります。

所有者明示の方法のひとつとしてマイクロチップの装着が勧められており、岐阜県における令和2年6月末現在のマイクロチップの登録数は、犬33,678頭、猫7,260頭と

なっています（表－3）。平成30年度末の岐阜県の犬の登録数から換算すると、マイクロチップの登録割合は27.5%となります。

しかし、マイクロチップの装着が確認されていても、無登録や登録内容の変更がされておらず、飼い主へ返還できないことがあります。そのため、マイクロチップの装着だけでなく登録手続きについての周知が課題となっています。

表－3 マイクロチップ登録状況
（（公社）日本獣医師会調べ 令和2年6月末現在）

		全 国	岐 阜 県
犬	登録数	1, 7 9 1, 9 2 1頭	3 3, 6 7 8頭
	登録割合	2 8. 8%	2 7. 5%
猫	登録数	5 4 0, 7 5 2頭	7, 2 6 0頭

※登録割合＝マイクロチップ登録数／H30年度犬登録数（%）

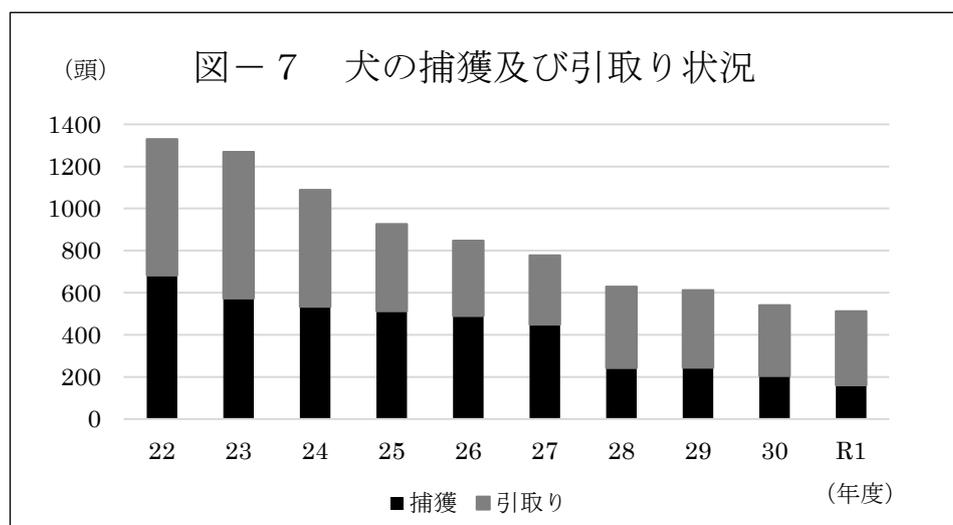
4 収容及び譲渡等の状況

（1）犬

令和元年度に保健所へ収容した犬の数は、平成22年度に比べて61.5%減少しました。収容の内訳をみると、飼い主からの引取り数（所有権放棄）の割合は、平成22年度の21.9%に対し、令和元年度は16.4%でした。また、返還率は、35.2%から52.7%に増加しています（図－7）。

令和元年度に収容した犬については、86.9%が返還又は譲渡されており、殺処分率は12.1%まで減少しました（表－4）。引き続き、終生適正飼養を啓発し、保健所に収容する犬の減少を目指さなければなりません。

また、野犬等、一般的な飼い主には飼養が困難な犬についても、譲渡を行うための馴化や、飼養経験のある方を募る等により、できるだけ譲渡することが課題となっています。



※捕獲：狂犬病予防法及び岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲した犬

※引取り：動物愛護管理法に基づき、住民や警察等からの依頼により引き取った飼い主の不明な犬又は、飼養ができなくなったとして所有権を放棄された犬

表－４ 保健所収容犬の返還と譲渡の状況

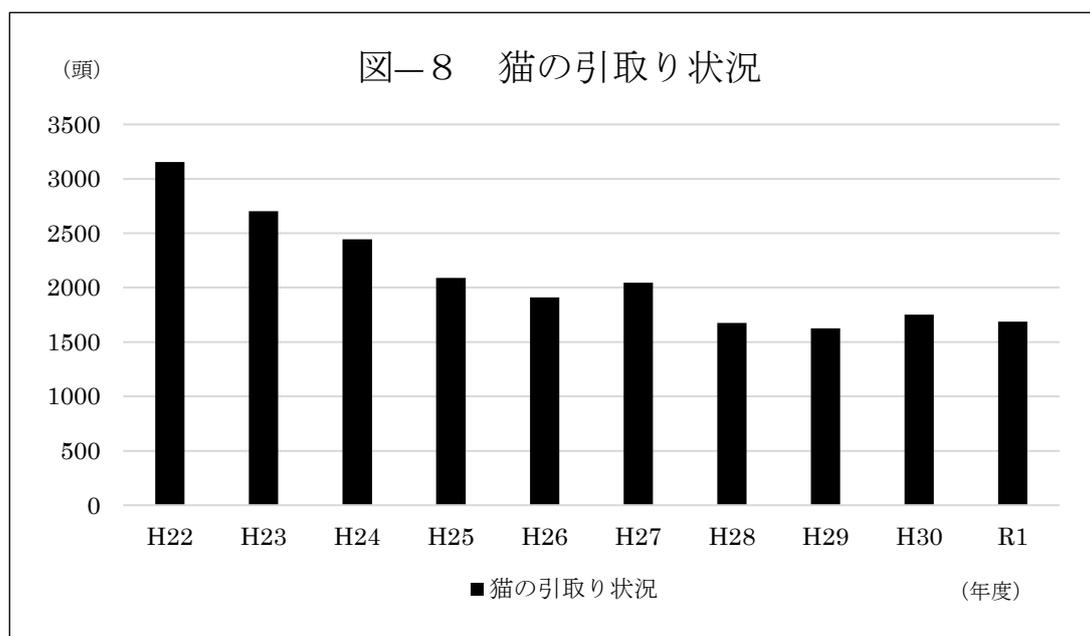
年度	保健所収容数			返還数	譲渡数	殺処分数	殺処分率 (%)	
	引取り		捕獲					
	うち所有権放棄	合計						
22	291	648	682	1,330	468	460	402	30.2
23	325	696	573	1,269	424	477	368	29.0
24	240	555	534	1,089	441	408	240	22.0
25	179	512	414	926	372	376	165	17.8
26	159	489	359	848	385	326	130	15.3
27	149	448	330	778	357	308	115	14.8
28	112	386	243	629	346	221	60	9.5
29	119	369	244	613	313	228	77	12.5
30	88	336	205	541	291	194	63	11.6
R1	84	352	160	512	270	175	62	12.1

※殺処分率＝殺処分数／保健所収容数

(2) 猫

令和元年度に保健所に収容した猫の数は、平成22年度からの10年間で、46.5%減少しました。飼い主からの引取り数(所有権放棄)の割合は、平成22年度の53.2%に対し、令和元年度は33.4%に減少しました(図-8)。また、1,687頭のうち、72.4%に当たる1,222頭が子猫であり、そのほとんどが飼い主不明です。こうした子猫の引取りを減少させていくことが課題となっています。

猫の譲渡率は犬に比べ極めて低く、令和元年度は63.0%が殺処分となっています(表-5)。譲渡することが困難な離乳前の所有者不明の子猫を収容することが多く、譲渡推進のためには経験のある飼い主を募る必要があり、ボランティアの協力により譲渡を行っているところです。しかし、離乳前の子猫の飼養はボランティアへの負担が大きく、離乳後に譲渡先を探さなければならぬ等の課題があります。



表－５ 猫の譲渡・殺処分の状況

年度	保健所収容数		譲渡数	殺処分数	譲渡率(%)	殺処分率(%)
	引取り数					
	うち所有権放棄					
22	1,679	3,154	447	2,707	14.2	85.8
23	879	2,702	485	2,217	17.9	82.1
24	668	2,443	592	1,851	24.2	75.8
25	643	2,089	517	1,565	24.7	74.9
26	521	1,911	595	1,316	31.1	68.9
27	524	2,044	701	1,338	34.3	65.5
28	389	1,676	612	1,057	36.5	63.1
29	453	1,625	546	1,066	33.6	65.6
30	604	1,751	560	1,192	32.0	68.1
R1	564	1,687	618	1,062	36.6	63.0

５ その他の動物の飼養等の状況

(１) 特定動物（危険動物）

令和元年度末現在、県内施設で153頭の特定動物が飼養されており（表－6）、それぞれの施設について特定動物の種類ごとに保健所の許可を取得しています。万が一、逸走した場合に備え、飼い主に対して対応マニュアルの整備及び特定動物へのマイクロチップの装着等を義務付けています。

令和元年度の動物愛護管理法の改正により令和2年6月から特定動物の愛玩目的での飼養は禁止されました。動物愛護管理法の改正前から飼養している特定動物は、当該特定動物一代に限り飼養の継続が認められます。

基準の適合状況について確認するとともに、定められた飼養又は保管方法を遵守するよう徹底する必要があります。

表－6 特定動物（危険動物）の飼養状況（令和元年度末現在）

保健所名	許可施設数	許可数	動物種別内訳										計
			ツキノワグマ	ヒグマ	ニホンザル	ワニガメ	ニシアフリカコガタワニ	メガネカイマン	ブラジルカイマン	ボアコンストリクター	ビルマニシキヘビ	アミメニシキヘビ	
岐阜	6	13				2	1			5		1	9
西濃	5	6	1					1					2
関	3	3			5	3							8
可茂	5	7			1	2			2		1		6
東濃	1	1				3							3
恵那													
飛騨	2	2	114	1									115
岐阜市	9	14			1	4		2		2		1	10
合計	31	46	115	1	7	14	1	3	2	7	1	2	153

※特定動物の飼養又は保管の許可・・・特定動物の種類・飼養施設ごと許可が必要

(2) 第一種動物取扱業者

令和元年度末現在、721施設、934業種が第一種動物取扱業として登録されています(表-7)。

動物取扱業者は動物の飼い主に身近な存在であり、終生にわたる適正な飼養方法を自ら示すとともに、マイクロチップの装着や繁殖制限措置の普及啓発に努めなければなりません。しかし、ペットの購入者とのトラブルは後を絶たず、独立行政法人国民生活センターの調査によると、全国の消費生活センターには、平成24年度で約1,200件、令和元年度で約1,400件と、多くの相談が寄せられています。

令和元年度の動物愛護管理法の改正により、令和3年6月から第一種動物取扱業の具体的な数値基準が設けられる等、規制が強化されました。動物販売業者は販売にあたり、あらかじめ事業所において販売する動物を直接見せるとともに、対面で書面による重要事項の説明を行わなければならない等、飼養環境ばかりではなく業務の運用についても様々な規制がされています。法令の理解不足による基準違反や購入者とのトラブルを防止するため、第一種動物取扱業者の法令の遵守が課題となっています。

表-7 第一種動物取扱業の登録の状況(令和元年度末現在)

保健所名	施設数	登録業種別内訳							内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	
岐阜	109	64	63	4	7	13	0	0	151
本巣・山県センター	43	30	19	1	4	1	0	0	55
西濃	90	64	39	3	5	4	0	0	115
揖斐センター	31	20	15	0	4	0	0	0	39
関	33	20	16	0	3	1	0	0	40
郡上センター	14	2	9	0	2	3	0	0	16
可茂	82	43	36	2	7	10	0	0	98
東濃	72	47	40	1	5	5	0	0	98
恵那	65	43	24	5	3	9	0	1	85
飛騨	51	26	28	3	3	9	0	1	70
下呂センター	5	2	4	1	1	0	0	0	8
岐阜市	126	70	69	2	9	8	0	1	159
合計	721	431	362	22	53	63	0	3	934

6 人と動物のハーモナイズ事業

動物の愛護及び適正飼養について、より効果的な普及啓発を図るため、平成7年度から「人と動物のハーモナイズ事業」と称して、保健所において各種事業に取り組んできました。平成26年4月には岐阜県動物愛護センターが開所し、専門的に事業を担うこととなり、より充実した事業を展開できるようになりました。

(1) 動物愛護センターにおける事業の実施

「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指し、「譲渡推進」、「動物愛護の普及啓発」及び「被災動物の救援」を主な業務としています。

動物愛護センターは、これまで保健所で行ってきた人と動物のハーモナイズ事業を専門的に担い、動物愛護センターでイベントや講習会等を開催するのみではなく、各地のイベントに出向き普及啓発を行うなど事業を拡大することができました。

また、飼い主のいない猫に起因する問題への対応として、自治会などが行う地域猫活動への支援を行っています。

事業をさらに推進するためには、ボランティアや他の主体との協力、地域猫活動支援事業のための体制整備等が課題となっています。

【事業概要】

①犬及び猫の譲渡の推進

保健所から移送した犬及び猫の健康診断後にマイクロチップを挿入し、手術可能な個体には不妊去勢手術を実施。講習を受講した新たな飼い主への譲渡。

②愛犬のしつけ方教室

犬のしつけ方に困っている飼い主を対象としたしつけ方教室及び個別相談会を開催。

③動物愛護思想の普及

動物愛護センターや県内の学校等で動物愛護教室を開催。夏休み自由研究企画として、小中学生を対象とした動物愛護センターの見学会を開催。県内で開催されたイベントに参加し、動物の飼い方などのパネル展示やリーフレット等を配布。インターンシップ及び職場体験学習の受入れを実施。

④被災動物の救援

災害時に動物と避難する際の準備について、譲渡前講習やしつけ方教室等で啓発。また、自治体等が行う訓練に参加し、動物同行避難について周知。岐阜県内で大規模な災害が発生した際、被災した犬及び猫などの「救護活動」を行うボランティアリーダーを養成。

⑤地域猫活動支援事業

飼い主のいない猫により生じる地域でのトラブルを解消するため、地域猫活動支援事業を推進。

⑥動物介在活動犬の育成

医療機関や福祉施設において、ふれあい等を行うための動物介在活動犬の育成と譲渡。

⑦動物介在活動犬との訪問活動

育成中の動物介在活動犬の訓練の一環として、動物介在活動犬とのふれあいを希望する福祉施設を訪問。

(2) 保健所における事業の実施

次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育は重要であり、保健所では、県獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し事業を行っています。

動物愛護に対する考え方は、時代によって変化することから内容を随時見直し、対応することが課題となっています。

【事業概要】

①動物愛護教室

動物愛護思想の普及を目的に小学生を対象とした講習会を開催。

②動物愛護週間行事

動物愛護週間（9月20日から26日）行事として県下5圏域の持ち回りで「動物愛護フェスティバル」を開催。

③動物愛護推進員活動の支援事業

動物愛護推進員活動を支援。

7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

（1）動物愛護推進協議会

平成16年3月に設立した動物愛護推進協議会は、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進しています。

定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護及び適正飼養の推進に関することを協議しています。

今後も、県の方針について提言をいただく機関として、新たな団体の参加等その充実が課題となっています。

【岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱 抜粋】

（目的）

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 県の動物愛護行政のあり方について協議すること

（2）動物愛護推進員

平成17年2月より、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた方及び、公募により適切と認められた方等を動物愛護推進員として委嘱しています。

令和2年4月現在154名（岐阜県121名、岐阜市33名）を委嘱しており、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護及び適正飼養の推進に向け、様々な活動に当たっています。

活動の機会を拡大していくために、動物愛護推進員制度についての周知が課題となっています。

(3) 動物愛護管理担当職員

平成18年3月に制定した「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護管理条例」という。）に基づき動物愛護管理員及び動物愛護技術員を各保健所に配置しています。

これらの職員は、動物愛護の普及啓発、犬及び猫の収容等の業務、住民等からの苦情等への対応、動物の飼養施設の立入検査業務等を行い、各地域における動物の愛護及び適正飼養の推進に努めるとともに、県民のニーズに的確に対応するため、常に知識や技術の向上に努める必要があります。動物を取り巻く事案は多岐にわたり、行政機関だけでは対応に苦慮することが多く、その他の主体との連携が課題となっています。

また、令和元年度の動物愛護管理法の改正により、市町村においても、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることが規定されました。

(4) 被災動物の救援

平成7年に発生した阪神淡路大震災以降、各地で発生した地震などの大規模災害や毎年のように発生する豪雨災害等、ペットの保護や治療、ペットとの避難生活が必要となる機会が増えつつあります。当県は山林や河川が多く、東濃地域が東南海地震の指定地域となっていることから、いつ大規模な災害がおきてもおかしくありません。災害時における被災動物の救援については、平時から被災動物救援計画により準備をすることが重要です。

ペットとの同行避難に関しては、飼い主自身の日ごろの備えが前提になりますが、被災した飼い主の支援や飼い主とはぐれたペットの救護活動を円滑に行うためには、県、市町村、関係機関・団体等が公助として行う活動ばかりではなく、民間のボランティアの役割が極めて重要であり、連携する体制の整備が課題となっています。

【被災動物救援に関する取組み状況】

◆平成19年度

「災害時における動物の救護活動に関する協定書」を県獣医師会と締結

◆平成22年度

「岐阜県地域防災計画」に被災動物の救援体制に関する項目を規定

◆平成23年度

「岐阜県被災動物救援計画」を策定

◆平成24年度

「岐阜県被災動物救援本部設置要綱」を策定

